

入 札 説 明 書

1 件名 金地金売払契約

2 売払物品の品名、数量及び最低買取率

品名	品位表示	1本あたりの重量	数量	最低買取率※
金地金（田中貴金属工業製）	999.9	500g	3本	100.00%

※備考

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。（以下、「買取率」という。）
- ・最低買取率とは、あらかじめ本市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

3 買取方法、買取条件等

- (1) 入札においては、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金地金の買取率（％）を小数点以下第2位まで入札書に記載すること。
また、金地金の買取率（％）は一律で記載すること。入札書の買取率記入欄に、複数の買取率の記載があった場合や、小数点以下第2位までの％表記以外の記載があった場合は無効とする。
- (2) 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日の午前9時30分に公表した店頭買取価格（税込）を基準額とし、落札した金地金の買取率（％）及び1本あたりの重量及び数量を乗じた額の合計額とする。
またその際、端数処理は、基準額、買取率、1本あたりの重量及び数量を全て乗じた後の合計（円）に対して、1円未満を切り捨てることとする。
- (3) 買取日は、狭山市議会令和7年第3回定例会における、当該金地金の財産処分議案の議決後3ヶ月以内の、落札者と市が協議により定めた日とする。
- (4) 金地金（田中貴金属工業製）の買取が可能であること。
- (5) 入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。
- (6) 買取代金は一括で市が指定する口座への振込により支払うこと。
- (7) 買取は、落札者と市が協議により定めた場所で行うこととし、本市立ち会いの下、査定・真贋、買取代金の口座振込による支払いまでを完了し、その後、金地金を引き渡すこととする。
- (8) 査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品の

みを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとする。

なお、金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。

4 一般競争入札参加資格等確認の申請

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書に添付書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

書類の提出は、郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は別紙「郵送による書類の提出等について」のとおりとする。

(1) 提出期間

令和7年7月29日（火）から令和7年8月18日（月）まで
（持参する場合の提出時間は、午前9時から午後5時までの間とする。）

(2) 提出場所

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市役所 3階 総務部契約検査課

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 令和7・8年度狭山市物品等競争入札参加資格審査結果通知書

埼玉県電子入札共同システム内「競争入札参加資格申請受付システム」よりダウンロードできます。

ウ その他必要な書類

① 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合はその保険証書

② 買受実績を証明する書類

（ア）過去2箇年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことを証する、金地金の買受契約等の契約書及び仕様書の写し

（イ）（ア）に準ずる買受実績を証明する書類

③ 委任状

持参により代理人が申請する場合に提出

5 注意事項

(1) 本件売払に関しては、狭山市契約規則その他関係法令を遵守し、公告及び本入札説明書記載事項を確認のうえ入札に参加すること。

(2) 本契約後においては、事情の如何を問わず契約内容の変更は一切認めない。

(3) 物品の引き渡し後については、災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその

責任を一切負わないものとする。

6 担当部署

狭山市総務部契約検査課

所在地：埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市役所 3 階

電話番号04-2953-1111（内線3553）